

令和6年6月4日招集

令和6年第4回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第3号 専決処分について〔生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について〕

報告第4号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(一般会計)

報告第5号 繰越予算に係る繰越計算書の報告について(水道事業会計)

報告第6号 繰越予算に係る繰越計算書の報告について(下水道事業会計)

報告第7号 令和5年度琴浦町土地開発公社決算報告書の提出について

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和6年6月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 6 年 3 月 2 9 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年琴浦町条例第25号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(琴浦町水道給水条例の一部改正)

第1条 琴浦町水道給水条例(平成16年琴浦町条例第187号)の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合している</p>

<p>していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>ことを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>
---	---

(琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年琴浦町条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(6) 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第4号

繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

令和5年度琴浦町一般会計における翌年度繰越明許費の繰越額について、
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定によ
り報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和5年度琴浦町一般会計繰越明許費計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	628,373,000	628,373,000	4,000,000			602,300,000		22,073,000
		物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援枠)	200,998,000	40,310,726		40,310,726				
		物価高騰対応重点支援商品券配付事業	56,388,000	39,401,837		39,401,837				
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	50,771,000	500,000		500,000				
		地域おこし協力隊起業支援事業	2,000,000	1,000,000						1,000,000
		光ケーブル施設維持管理事業	2,838,000	2,838,000					2,838,000	
		旧以西小学校改修事業	4,917,000	4,917,000				4,100,000		817,000
	3. 戸籍住民登録費	戸籍住民登録事務	33,600,000	11,484,000		11,484,000				
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業	44,826,000	44,826,000			44,826,000			
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	6,691,000	6,691,000		6,691,000				
		東伯文化センター空調更新事業	27,929,000	19,672,940	33,000		13,681,000	3,100,000		2,858,940
5. 農林水産業費	1. 農業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	10,124,000	4,735,507				4,600,000		135,507
		森藤地区畑かん整備事業	18,155,000	10,785,000			7,713,750	1,400,000	539,250	1,132,000
		ため池防災減災対策推進事業	17,622,000	17,620,139				16,800,000		820,139
		田越・笠見地区浸水対策事業	56,479,000	45,706,950				45,700,000		6,950
		県営基幹水利施設更新事業	10,263,000	3,122,078				2,200,000	624,415	297,663
		果樹振興対策事業	38,278,851	15,010,940			15,010,940			

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
5. 農林水産業費	3. 水産業費	がんばる漁業者支援事業	1,312,000	1,312,000						1,312,000
		漁業経営開始円滑化事業	20,000,000	20,000,000	4,000,000		15,000,000			1,000,000
7. 土木費	1. 土木管理費	防災減災浸水被害防止対策事業	42,000,000	30,500,000				30,500,000		
		2. 道路橋梁費	除雪車購入事業	49,924,000	23,100,000		15,400,000		7,535,000	165,000
		町道等改良整備事業	300,188,000	85,375,947	91,853	46,820,730		34,865,000		3,598,364
	5. 住宅費	町営住宅一里松団地屋根改修事業	67,160,000	30,030,000		10,502,000				19,528,000
		家賃滞納者明渡し強制執行事業	860,000	650,000						650,000
		危険空き家解体事業	18,822,000	15,900,000	4,450,400	4,886,000	2,442,000			4,121,600
9. 教育費	5. 保健体育費	東伯総合公園整備事業	4,248,000	4,248,000		2,124,000				2,124,000
		東伯総合公園改修事業	16,797,000	10,637,000				7,600,000		3,037,000
10. 災害復旧費	1. 農林水産業災害復旧費	現年発生農地災害復旧事業	6,257,100	5,103,000			2,718,000	100,000	54,000	2,231,000
		現年発生農業用施設災害復旧事業	22,111,700	14,362,000			10,044,000	400,000	63,000	3,855,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	69,367,000	29,261,733	37,476	15,808,017		7,900,000		5,516,240
合計			1,829,299,651	1,167,474,797	12,612,729	193,928,310	111,435,690	769,100,000	4,118,665	76,279,403

報告第5号

繰越予算に係る繰越計算書の報告について

令和5年度琴浦町水道事業会計における翌年度繰越額について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年度琴浦町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要す るたな卸資 産の購入 限度額	説明
						当年度 損益勘定 留保資金	企業債	補償費等			
1資本的支出	1建設改良費	上水道配水管布設替工事設計業務	12,639,000 円	0 円	12,639,000 円	3,839,000 円	8,800,000 円 ※内訳 上水道事業 8,800,000 (財融資金)	0 円	0 円	0 円	他工事の実施時期との調整のため
		上水道配水管布設替工事	158,678,000 円	96,630,600 円	60,779,000 円	21,679,000 円	39,100,000 円 ※内訳 上水道事業 39,100,000 (財融資金)	0 円	1,268,400 円	0 円	近接する上水道工事との調整に時間を要したため
		竹内配水池測量調査設計業務	44,572,000 円	0 円	35,646,600 円	10,746,600 円	24,900,000 円 ※内訳 上水道事業 24,900,000 (財融資金)	0 円	8,925,400 円	0 円	設計変更による工期延長のため
合計			215,889,000 円	96,630,600 円	109,064,600 円	36,264,600 円	72,800,000 円	0 円	10,193,800 円	0 円	

報告第6号

繰越予算に係る繰越計算書の報告について

令和5年度琴浦町下水道事業会計における翌年度繰越額について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年度琴浦町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	受益者負担金等	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道東伯浄化センター等の建設工事 (公共下水道事業)	円 71,522,000	円 0	円 71,522,000	円 20,480,000	円 16,900,000	円 72,000	円 34,070,000	円 0	円 0	部品の作成に期間を要するため、工期延長
		東伯浄化センターし渣脱水機修繕工事 (公共下水道事業)	7,326,000	0	7,326,000	0	7,306,000	20,000	0	0	0	部品の作成に期間を要するため、工期延長
		逢東3号マンホールポンプ場No.1ポンプ外機械及び装置等取替修繕工事 (公共下水道事業)	1,194,600	0	1,194,600	0	1,194,000	600	0	0	0	機械の不具合により、年度末からの早急な工事着工が必要
合計			80,042,600	0	80,042,600	20,480,000	25,400,000	92,600	34,070,000	0	0	

令和5年度琴浦町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	保険金	その他			
1 下水道事業費用	1 営業費用	東伯浄化センター電気計装設備 修繕 (公共下水道事業)	円 9,515,000	円 0	円 9,515,000	円 0	円 7,458,901	円 2,056,099	円 0	円 0	半導体不足等の影響により、取替機器の製品製造、納期が遅れているため、工期延長
合 計			9,515,000	0	9,515,000	0	7,458,901	2,056,099	0	0	

報告第7号

令和5年度琴浦町土地開発公社決算報告書の提出について

令和5年度琴浦町土地開発公社の経営状況については、適切な執行運営
されているものと判断し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243
条の3第2項の規定により提出する。

令和6年6月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年度

琴浦町土地開発公社決算報告書

決 算 報 告 書

1. 法人の概要

- (1) 名 称 琴浦町土地開発公社
- (2) 目 的 町の総合開発の円滑な推進を図るため、当該開発事業に必要な土地の取得、造成及び当該土地に係る物件の取得並びに補償を行い、もって町勢発展に寄与する。
- (3) 設 立 年 月 日 昭和48年8月24日
- (4) 設 立 登 記 年 月 昭和48年9月1日
- (5) 合併による登記変更年月日 平成17年4月13日
- (6) 基 本 財 産 町からの出資金 6,000千円
- (7) 役 員 理 事 10 名 監 事 2 名 理 事 長 田邊 正博
- (8) 所 在 地 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

2. 令和5年度事業実施状況

本年度は、次のとおり事業を実施した。

(1) 槻下北住宅団地の宅地販売事業を継続した。

販売対象数	1区画	契約数	1区画	未契約数	0区画
-------	-----	-----	-----	------	-----

(2) きらりタウン赤碕の宅地販売事業を開始した。

販売対象数	20区画	契約数	3区画	未契約数	17区画
-------	------	-----	-----	------	------

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：円)

款	項	予 算 額				決 算 額	増 減	備 考
		当 初 予 算	補 正 額	流 用 増 減	合 計			
① 事業収益		46,667,000	-	-	46,667,000	22,790,000	△ 23,877,000	
	1. 土地造成事業収益	46,667,000	-	-	46,667,000	22,790,000	△ 23,877,000	
② 事業外収益		2,000	-	-	2,000	2,155	155	
	1. 受 取 利 息	1,000	-	-	1,000	655	△ 345	
	2. 雑 収 入	1,000	-	-	1,000	1,500	500	
収 入 合 計		46,669,000	-	-	46,669,000	22,792,155	△ 23,876,845	

支 出

(単位：円)

款	項	予 算 額				決 算 額	増 減	備 考
		当 初 予 算	補 正 額	流 用 増 減	合 計			
① 事業原価		45,783,000	-	-	45,783,000	21,905,387	△ 23,877,613	
	1. 土地造成事業原価	45,783,000	-	-	45,783,000	21,905,387	△ 23,877,613	
② 販売費及び一般管理費		3,559,000	-	-	3,559,000	2,264,525	△ 1,294,475	
	1. 販売費及び一般管理費	3,559,000	-	-	3,559,000	2,264,525	△ 1,294,475	
③ 事業外費用		-	-	-	-	-	0	
	1. 支 払 利 息	-	-	-	-	-	0	
④ 予 備 費		100,000	-	-	100,000	-	△ 100,000	
	1. 予 備 費	100,000	-	-	100,000	-	△ 100,000	
支 出 合 計		49,442,000	-	-	49,442,000	24,169,912	△ 25,272,088	

令和5年度琴浦町土地開発公社決算明細書

収入（詳細）

（単位：円）

款 項	目	節	金 額	備 考
① 事業収益			22,790,000	
1. 土地造成事業収益			22,790,000	
	1. 住宅用地売却収益		22,790,000	
		1. 住宅用地売却収益	22,790,000	槻下北36 4,826千円、きらりB165 5,801千円 きらりA37-1 4,689千円、きらりA85 7,474千円
② 事業外収益			2,155	
1. 受取利息			655	
	1. 受取利息		655	
		1. 受取利息	655	預金利子
2. 雑収入			1,500	
	1. 雑収入		1,500	
		1. 雑収入	1,500	電柱敷地料（槻下北団地36区内 NTT 1,500円）
収入合計			22,792,155	

支出（詳細）

（単位：円）

款 項	目	節	金 額	備 考
① 事業原価			21,905,387	
1. 土地造成事業原価			21,905,387	
	1. 住宅用地売却原価		21,905,387	
		1. 売却原価	21,905,387	
② 販売費及び一般管理費			2,264,525	
1. 販売費及び一般管理費			2,264,525	
	1. 経 費		2,264,525	
		1. 報 償 費	-	
		2. 賃 金	-	
		3. 旅 費	28,000	監事、理事費用弁償
		4. 需用費	286,000	中部住宅特集1件＋不動産情報5件
		5. 役 務 費	7,425	振込手数料10件
		6. 委 託 料	610,500	草刈り委託料（年2回）
		7. 租 税 公 課 費	1,332,600	町法人税50,000円＋県法人税21,000円＋不動産取得税1,261,600円
③ 事業外費用			-	
1. 支払利息			-	
	1. 支払利息		-	
		1. 支払利息	-	
④ 予備費			-	
1. 予備費			-	
	1. 予備費		-	
		1. 予備費	-	
支 出 合 計			24,169,912	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：円)

款	項	予 算 額				決 算 額	増 減	備 考
		当 初 予 算	補 正 額	流 用 増 減	合 計			
① 資 本 的 収 入		-	-	-	-	-	-	
	1. 長 期 借 入 金	-	-	-	-	-	-	
	2. 短 期 借 入 金	-	-	-	-	-	-	
収 入 合 計		-	-	-	-	-	-	

支 出 (単位：円)

款	項	予 算 額				決 算 額	増 減	備 考
		当 初 予 算	補 正 額	流 用 増 減	合 計			
① 資 本 的 支 出		115,267,000	-	-	115,267,000	115,167,000	△ 100,000	
	1. 土 地 造 成 事 業 費	115,167,000	-	-	115,167,000	115,167,000	-	
	2. 長 期 借 入 償 還 金	-	-	-	-	-	-	
	3. 短 期 借 入 償 還 金	-	-	-	-	-	-	
	4. 予 備 費	100,000	-	-	100,000	0	△ 100,000	
支 出 合 計		115,267,000	-	-	115,267,000	115,167,000	△ 100,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 115,167,000円は次のとおり補填した。

前年度未処分利益準備金 115,167,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収入 (詳細)

(単位:円)

款 項	目	節	金 額	備 考
① 資 本 的 収 入			-	
1. 長 期 借 入 金			-	
	1. 金 融 機 関 借 入 金		-	
		1. 金 融 機 関 借 入 金	-	
2. 短 期 借 入 金			-	
	1. 町 費 借 入 金		-	
		1. 町 費 借 入 金	-	
	2. 金 融 機 関 借 入 金		-	
		1. 金 融 機 関 借 入 金	-	
	収 入 合 計		-	

支出（詳細）

（単位：円）

款 項	目	節	金 額	備 考
① 資 本 的 支 出			115,167,000	
1. 土 地 造 成 事 業 費			115,167,000	
	1. 土 地 造 成 事 業 費		115,167,000	
		1. 土 地 購 入 費	115,167,000	
		2. 移 転 料	-	
		3. 登 記 手 数 料	-	
2. 長 期 借 入 償 還 金			-	
	1. 長 期 借 入 償 還 金		-	
		1. 長 期 借 入 償 還 金	-	
3. 短 期 借 入 償 還 金			-	
	1. 短 期 借 入 償 還 金		-	
		1. 短 期 借 入 償 還 金	-	
4. 予 備 費			-	
	1. 予 備 費		-	
		1. 予 備 費	-	
	支 出 合 計		115,167,000	

令和5年度琴浦町土地開発公社損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

1 事業収益

(1) 土地造成事業収益 22,790,000 円

2 事業原価、販売及び一般監理費

(1) 土地造成事業原価 21,905,387 円

(2) 販売費及び一般管理費 2,264,525 円

小計 24,169,912 円

事業収益計 -1,379,912 円

3 事業外収益

(1) 預金利息 655 円

(2) 雑収入 1,500 円

小計 2,155 円

4 事業外費用

(1) 支払利息 - 円

経常利益計 -1,377,757 円

5 特別損益

(1) 前期損益修正益 - 円

当年度純利益 -1,377,757 円 収益計 22,792,155 円 費用計 24,169,912 円

前期繰越準備金 140,807,967 円 -1,377,757 円

当年度末処分利益余剰金 139,430,210 円

令和5年度琴浦町土地開発公社貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

科 目		金 額	科 目		金 額
1.	流 動 資 産	145,430,210	1.	流 動 負 債	-
(1)	現 金 ・ 預 金	48,227,210	(1)	未 払 金	-
(2)	未 収 金	-	(2)	短 期 借 入 金	-
(3)	公 有 地 取 得 金	-	2.	固 定 負 債	-
(4)	完 成 土 地 等	97,203,000	(1)	長 期 借 入 金	-
(5)	宅 地 造 成			負 債 合 計	-
			3.	資 本 金	6,000,000
			(1)	資 本 金	6,000,000
			4.	準 備 金	139,430,210
			(1)	前 期 繰 越 準 備 金	140,807,967
			(2)	当 期 純 利 益	-1,377,757
				資 本 合 計	145,430,210
	資 産 合 計	145,430,210		負 債 ・ 資 本 合 計	145,430,210

キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書
(令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	土地造成事業収入	22,790,000
	その他事業収入	1,500
	土地造成事業支出	△ 115,167,000
	その他事業支出	△ 2,264,525
	小計	△ 94,640,025
	利息の受取額	655
	固定資産税還付金	-
	利息の支払額	-
	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,639,370
2	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	-
	長期借入金の返済による支出	-
	短期借入れによる収入	-
	短期借入金の返済による支出	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	-
3	現金及び現金同等物期首残高	142,866,580
4	現金及び現金同等物期末残高	48,227,210
5	現金及び現金同等物増加額	△ 94,639,370

令和5年度琴浦町土地開発公社準備金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

前年度未処分利益準備金	140,807,967円
繰越利益剰余金年度末残高	-円
当年度純利益額	△1,377,757円
当年度末処分利益準備金	139,430,210円

令和5年度琴浦町土地開発公社準備金処分計算書

当年度末処分利益準備金	139,430,210円
利益準備金処分額	-円
翌年度繰越利益準備金	139,430,210円

監 査 報 告 書

令和5年度琴浦町土地開発公社決算監査の結果、会計経理事務は適切に執行されており、関係書帳簿、諸証書類、預金通帳等すべて決算額に合致し、正確に処理されていることを認める。

令和6年5月15日

琴浦町土地開発公社

監 事

山根礼子



監 事

西長和敬

